

PLA PLA 体験プログラム参加支援（貸切バス利用）補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 知事は、県内の小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校及び夜間中学（以下「県内小中学校等」という。）が学校行事として行う海洋プラスチックの体験プログラムへの参加に係る移動負担軽減を図るため、旅行会社又は貸切バス事業者が実施する輸送費等減免に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

（補助対象事業者）

第2条 本事業の補助対象事業者は、県内小中学校等から世界海洋プラスチックプランニングセンター（以下「PLA PLA」という。）への移動のために利用される旅行会社又は貸切バス事業者とする。なお、貸切バス事業者とは、道路運送法に基づく一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けた者をいう。

（対象事業）

第3条 補助対象事業は、以下を全て満たすものとする。

- （1）県内小中学校等が学校行事として貸切バスを利用するものであること。
- （2）県内小中学校等の児童又は生徒が PLA PLA を訪問し、体験プログラムに参加するために貸切バスを利用するものであること。
- （3）令和8年6月8日（月）から令和9年2月28日（日）までの間に貸切バスを利用するものであること。
- （4）県内小中学校等から補助対象事業者への貸切バス料金の支払額は、交付される補助金額を貸切バス料金の総額から控除した金額であること。

（交付の対象経費及び補助率（補助金額））

第4条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率（補助金額）は、次の表のとおりとする。

対象経費	補助率（補助金額）
貸切バスの借上げに要する経費（消費税及び地方消費税を除く） なお、次に掲げる経費は対象外とする。 ・有料道路通行料 ・駐車場料金 ・宿泊料	2分の1以内とし、バス1台当たり50,000円を上限とする。 なお、補助額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

・ 飲食費 ・ その他知事が適当でないと認める経費	
------------------------------	--

(交付申請兼実績報告)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者は、様式第1号によるPLA PLA体験プログラム参加支援(貸切バス利用)交付申請兼実績報告書に、次に掲げる書類を添えて、対象事業実施後から1月以内に知事に1部、提出しなければならない。

- (1) 県内小中学校等への請求書の写し(経費の内訳が分かるもの)
- (2) 県内小中学校等への領収書の写し
- (3) 運行行程表
- (4) その他知事が必要と認める書類

(交付決定及び額の確定)

第6条 知事は、前条による対象事業実施後の交付申請兼実績報告書の提出があった場合、申請内容を審査し、申請内容が交付要件を満たしているときは、補助金の交付決定及び額を確定し、申請者に通知するものとする。

- 2 対象事業実施後の申請書類が到達してから当該申請に係る補助金の額の確定通知をするまでに通常要すべき標準的な期間は、14日とする。

(補助金の交付)

第7条 知事は、前条の規定により確定した補助金を速やかに申請者へ支払うものとする。

- 2 規則第15条第1項に規定する補助金交付請求書は、様式第2号とする。

(補助金の返還)

第8条 知事は、補助金の交付申請から対象事業実施後までの間に提出された書類に虚偽があった時は、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年5月31日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年6月5日から改正する。